

令和4年度 神戸市家賃債務保証料等補助金交付申請 案内

神戸市は、高齢者、障がい者、子育て世帯など住宅確保に配慮が必要な方の賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、家賃債務保証料及び孤独死・残置物に係る保険料を補助します。

※ 住宅セーフティネット制度に登録された住宅確保要配慮者専用住宅に入居する場合は、家賃債務保証業者等を対象とした補助制度（Aコース）となる場合がありますので、問い合わせ先へご確認ください。

補助の内容

補助金：**最大3万円**

予算に達し次第、受付を終了します。

受付終了が近づきましたら HP でご案内します。

<対象費用> ※令和4年10月1日以降に契約し、入居時に生じる初回の費用に限ります。

- ・家賃債務保証料
- ・孤独死・残置物に係る保険料

（「残存家財の整理費用」、「居室内の原状回復費用」のいずれかを補償内容に含むこと）

対象要件

申請者（入居者）は、以下の要件を**すべて**満たす必要があります。

- 申請者が住宅確保に配慮が必要な状況であること。（詳細は、別紙をご確認ください。）
- すまい探しについて、「居住支援法人」又は高齢者のすまい探しサポートの「協力不動産会社」に相談していること。
- 令和4年10月1日以降に申請者の名義で賃貸借契約を締結し、神戸市内の賃貸住宅に入居していること。
- 令和4年10月1日以降に申請者の名義で家賃債務保証料又は孤独死・残置物に係る保険料の契約を締結していること。
- 申請者又は同居者が、本申請にかかる入居の前から神戸市内に在住又は在勤している者であること。
- 申請者及び同居者が、住宅扶助又は生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと。
- 申請者及び同居者が、暴力団員でないこと。また、暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。
- 兵庫県又は神戸市から同様の補助等を受けていないこと。
- 過去に本制度又はAコースの補助を受けていないこと。

申請方法

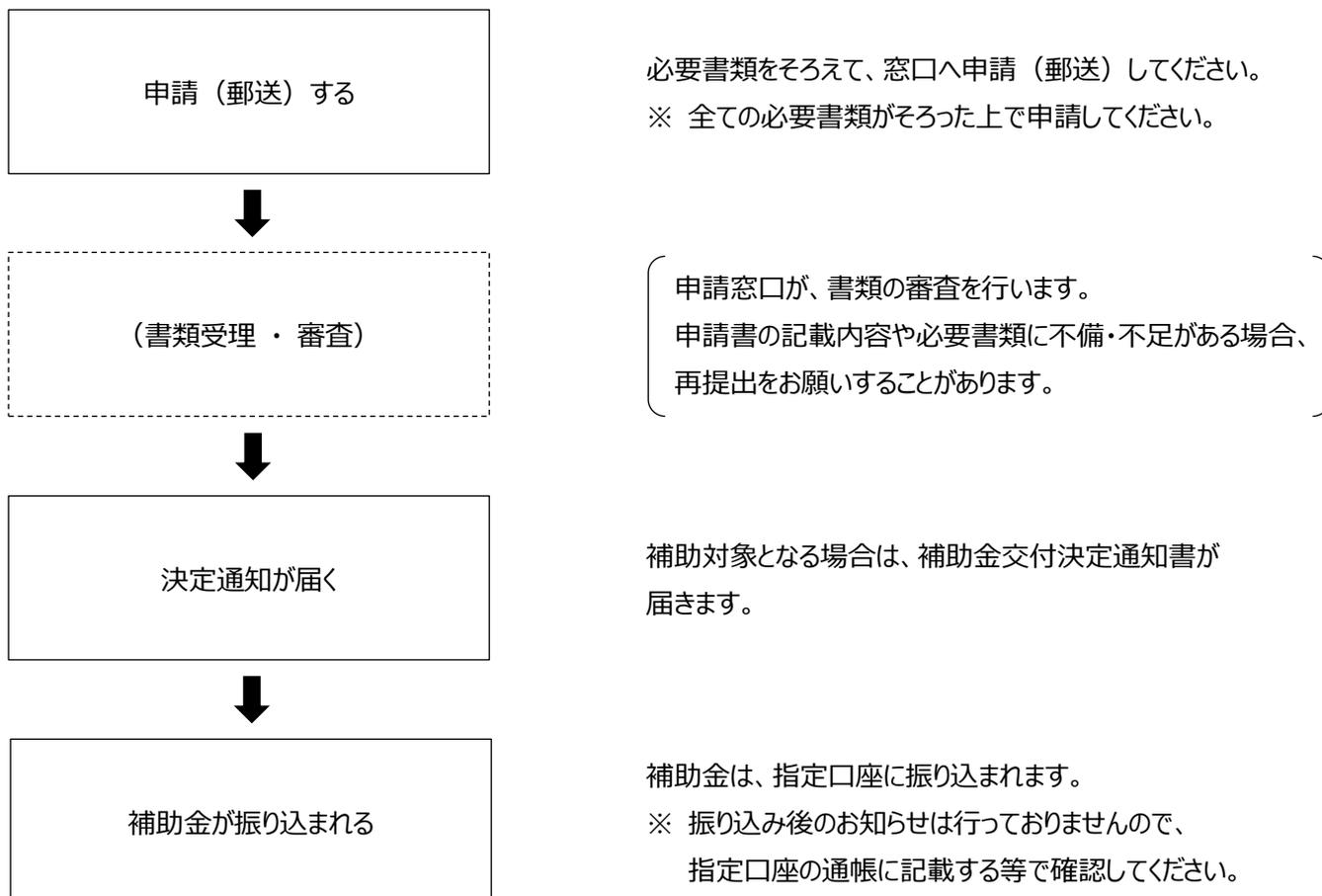
以下の必要書類を、窓口へ郵送してください。

<必要書類>

- [様式1] Bコース申請書兼誓約書（様式はHPからダウンロードしてください。）
- 家賃債務保証料の契約書 及び 領収書の写し（補助を受けようとするものに限る）
- 孤独死・残置物に係る保険料の契約書 及び 領収書の写し（補助を受けようとするものに限る）
- 賃貸借契約書の写し
- 申請者 及び 同居者の入居後の住民票の写し（続柄:記載有、本籍:記載無し、マイナンバー:記載無し）
- 住宅確保に配慮が必要な状況を証明する書類（詳細は、別紙をご確認ください。）

申請から補助金受給までの流れ

- ・ すまい探しにあたって、「居住支援法人」又は「協力不動産会社」に相談をした場合のみ、補助の対象になります。
（入居先の賃貸住宅が「居住支援法人」又は「協力不動産会社」以外の紹介でも補助の対象になります。）
- ・ 家賃債務保証料又は孤独死・残置物に係る保険料を支払った後に、補助金の申請をしてください。



申請窓口・問い合わせ先

（一財）神戸住環境整備公社 家賃債務保証料等補助の窓口

電 話：078-647-9680

住 所：〒653-8768 神戸市長田区二葉町 5-1-32 新長田合同庁舎 8 階

営業時間：月・火・木・金（祝日を除く）10時～16時

メー ル：ooya@kobe-rma.or.jp

受付

令和4年10月3日～（先着順）

※ 先着順のため、申請件数が予算額に達した時点で受付を終了します。

※ 受付の終了は HP でお知らせいたします。

（HP：<https://www.kobe-rma.or.jp/individual/initiative/assistance/>）

住宅確保に配慮が必要な状況 と それを証明する書類の例

※ 住宅確保に配慮が必要な状況に複数該当する場合、提出書類は**いずれか1つ**を提出してください。

住宅確保に配慮が必要な状況	証明する書類の例
高齢者	(提出不要) ※ 60歳以上であることを住民票で確認します。
子育て世帯 (妊娠中を含む)	(提出不要) ※ 子ども(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)がいることを住民票で確認します。 ※ 子どもはいないが、現在妊娠中の場合は、母子手帳の写しを提出してください。
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の写し ・療育手帳の写し ・精神障害者保健福祉手帳の写し <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;">氏名・生年月日・障害の状況等がわかるように写しを取ってください。</div>
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・在留カードの写し ・外国人登録証明書又は特別永住者証明書の写し
低額所得者	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者及び同居者の、所得証明書又はその他所得がわかる書類の写し(所得金額の内訳及び控除の内訳が記載されているもの)
新婚世帯 (婚姻から5年以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届受理証明書の写し ・戸籍謄本・戸籍抄本の写し ※ 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係にある場合は、住民票の続柄に、「妻(未届)」「夫(未届)」の記載があることを確認します。

【その他、住宅確保に配慮が必要な状況】 ※ 証明する書類は問合せ先にご確認ください。

被災者(発災後3年以内)、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者等、DV被害者、北朝鮮拉致被害者等、犯罪被害者等、生活困窮者、矯正施設退所者、海外からの引揚者、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、養護者等による虐待を受けた者、低額所得世帯の学生、東日本大震災その他の著しく異常かつ激甚な非常災害による被災者、住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行う者

「居住支援法人」及び「協力不動産会社」一覧

(令和4年10月3日時点)

居住支援法人		協力不動産会社	
1	ノーヴォ・テンポ株式会社	1	株式会社永井日英堂不動産
2	特定非営利活動法人神戸の冬を支える会	2	第一住建株式会社
3	ホームネット株式会社	3	富士不動産
4	一般社団法人兵庫県社会福祉士会	4	フロンティアハウス
5	特定非営利活動法人大東ネットワーク事業団	5	株式会社ケイズホーム（三宮店）
6	公益財団法人神戸 YWCA	6	株式会社国際興産
7	特定非営利活動法人東灘地域助け合いネットワーク	7	株式会社サンビルダー不動産販売
8	特定非営利活動法人福祉ネットワーク西須磨だんらん	8	タン・コンサルティング株式会社（RE/MAX NOW）
9	NPO 法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ	9	株式会社ハウスプロメイン
10	神戸コミュニティラボ（一般社団法人パートナーズ）	10	株式会社ベルハウス
11	特定非営利活動法人神戸西助け合いネットワーク	11	株式会社ミヤジマ
12	一般社団法人家財整理相談窓口	12	株式会社ケイズホーム（兵庫店）
13	特定非営利活動法人空き家サポートセンター	13	コスモ・フロント株式会社
14	公益財団法人 PHD 協会	14	有限会社五代興産
15	認定 NPO 法人はんしん高齢者くらしの相談室	15	タカノ住宅プラザ
16	株式会社小総	16	有限会社宏稜不動産(アパマンショップ藤原台店)
17	一般社団法人あんしん生活協議会	17	信用興産株式会社
18	株式会社ネオスタイル	18	株式会社神英不動産
19	在宅サポート株式会社	19	有限会社ホーム流通神戸(センチュリー21 ホーム流通神戸)
20	クオリティライフ株式会社	20	板宿住宅株式会社
21	合同会社 M I K U	21	株式会社ケイズホーム（板宿店）
22	特定非営利活動法人まなびと	22	株式会社ケイズホーム（垂水店）
23	特定非営利活動法人あんじゅうサポートクラブ	23	神戸不動産リアルティ株式会社
24	一般社団法人アフレル	24	株式会社ハウスクリエイト
25	特定非営利活動法人ミャンマー K O B E	25	有限会社リビングデザイン
26	株式会社ル・リアン		
27	一般社団法人神戸住宅環境		
28	特定非営利活動法人あんしんネットワーク関西		

※ 変更されている場合がありますので、最新の情報は HP をご確認ください。

居住支援法人 ⇒ <https://kobe-kyojushien.jp/shienhojin/>協力不動産会社 ⇒ <https://kobe-kyojushien.jp/elderly/realtor.php>

居住支援法人



協力不動産会社

